

# 【海外旅行保険】 新型コロナウイルスの取扱いについて

現時点における「海外旅行保険」の取扱いについて説明します。(2020.1月下旬発表)

## 【治療・救援費用 / 疾病治療費用のお支払について】

疾病の治療費用のお支払に関しては、(感染症・感染症以外にかかわらず)被保険者が、責任期間中に発病した病気もしくは責任期間終了後 72 時間以内に発病した疾病を直接の原因として、責任期間終了後 72 時間を経過するまでに医師の治療を開始した場合に補償の対象としています。

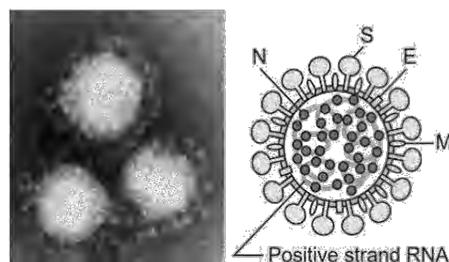
「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 6 条」に規定する、**第 1 類感染症、第 2 類感染症、第 3 類感染症、第 4 類感染症に該当している**場合は、責任期間終了後 30 日以内の治療開始にて補償対象としています。尚、「疾病死亡」についても、渡航中に感染し帰国後 30 日以内の死亡された場合に補償対象となります。

## 【この新型コロナウイルスは、旅行保険の補償対象になる？】

### ＜治療救援費用/疾病治療費用＞

責任期間終了後 72 時間以内に医師の 治療を開始した場合 ○

責任期間終了後 72 時間を超えて医師の治療を開始した場合 ×



### 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 6 条」に規定する感染症

第1類感染症	第2類感染症	第3類感染症	第4類感染症
エボラ出血熱	急性灰白髄炎	コレラ	E型肝炎
クリミア・コンゴ出血熱	結核	細菌性赤痢	A型肝炎
痘そう	ジフテリア	腸管出血性大腸菌感染症	黄熱
南米出血熱	重症急性呼吸器症候群(SARS)	腸チフス	Q熱
ペスト	中東呼吸器症候群(MERS)	パラチフス	狂犬病
マールブルグ病	鳥インフルエンザ		炭疽
ラッサ熱			鳥インフルエンザ(特定を除く)
			ポツリヌス症
			マラリア
			野兔病

\* 2020 年 1 月 21 日付 厚生労働省ホームページより一部転記

外務省海外安全ホームページ [https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pchazardspecificinfo\\_2020T011.html#ad-image-0](https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pchazardspecificinfo_2020T011.html#ad-image-0)

### AIG 損害保険株式会社

〒105-8602  
東京都港区虎ノ門 4-3-20  
03-6848-8500  
午前 9 時～午後 5 時 (土・日・祝日・年末年始を除く)  
<https://www.aig.co.jp/sonpo>

### お問合せ・お申込みは

株式会社 a domani  
〒107-0052  
東京都港区赤坂 3-13-3 みすじ 313 ビル 4・5F  
03-6261-2341  
午前 9 : 30～午後 6 : 30 (土曜除く)  
<https://www.adomani-italia.com/>